財務収益	△ 118,907,790	△ 106,622,189		△ 30,877,164	△ 252,318,233		△ 508,725,376
雑益	△ 616,943,401	△ 75,926,833			△ 7,088,344		△ 699,958,578
臨時利益				△ 7,928,456			△ 7,928,456
有価証券売却益	△ 79,286,504						△ 79,286,504
業務費用合計	32,077,805,050	1,146,913,150	141,219,558	△ 38,071,974	△ 220,052,351	0	33,107,813,433
Ⅱ　損益外減価償却等相当額							
損益外減価償却相当額	1,915,817,057						1,915,817,057
損益外固定資産除却相当額	69,655,682						69,655,682
特定の除去費用等に係る減価償却相当額	19,167,633						19,167,633
損益外減価償却等相当額計	2,004,640,372	0	0	0	0	0	2,004,640,372
Ⅲ　損益外減損損失相当額	115,158,852						115,158,852
Ⅳ　損益外利息費用相当額	11,526,289						11,526,289
Ⅴ　引当外賞与見積額	9,023,653						9,023,653
Ⅵ　引当外退職給付増加見積額	263,566,406						263,566,406
Ⅶ　機会費用							
国有財産等無償使用の機会費用	2,773,442,733						2,773,442,733
政府出資等の機会費用	962,709,946	798,694,550		67,142,500	236,773,338		2,065,320,334
機会費用計	3,736,152,679	798,694,550	0	67,142,500	236,773,338	0	4,838,763,067
Ⅷ　（控除）法人税等及び国庫納付額	△ 100,262,219	△ 69,579	△ 8,929	△ 572	△ 23,205		△ 100,364,504
Ⅸ　行政サービス実施コスト	38,117,611,082	1,945,538,121	141,210,629	29,069,954	16,697,782	0	40,250,127,568

注　記　事　項　（法　人　単　位）

Ⅰ．重要な会計方針

当期より、「「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」」（独立行政法人会計基準研究会　財政制度等審議会　財政制度分科会　法制・公会計部会　平成22年10月25日改訂）及び「「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」に関するＱ＆Ａ」（総務省行政管理局　財務省主計局　日本公認会計士協会　平成22年11月最終改訂）を適用しております。

１．会計方針の変更

「「独立行政法人会計基準の改訂について」（平成22年３月30日　独立行政法人会計基準研究会　財政制度等審議会　財政制度分科会　法制・公会計部会）」に基づき、「「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（平成22年３月30日改訂）」（「独立行政法人会計基準」第80の規定を除く）の適用が、当期からであることから、当期より、「資産除去債務に係る会計処理」を適用しております。これにより、その全額を損益外処理しているため、当期の経常利益及び当期純利益に与える影響はありません。

２．運営費交付金収益の計上基準

費用進行基準を採用しております。

運営費交付金と業務との対応関係の明確化及び業務の数値化が極めて困難であるため、業務達成基準及び期間進行基準を採用せず、費用進行基準を採用しております。

３．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物　　14年～50年
構築物　　７年～60年
機械装置　　４年～７年
車両運搬具　　４年～６年
工具器具備品　　３年～15年

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（独立行政法人会計基準第91）に係る減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

なお、リース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（３年～５年）に基づいて償却しております。

４．引当金の計上基準

⑴　貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

⑵　賞与引当金

役職員の賞与の支給に備えるため、運営費交付金により財源措置がなされる部分を除く賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外賞与見積額は、当期末の引当外賞与見積額から前期末の引当外賞与見積額を控除して計算しております。